

令和3年10月29日

Go To Eat キャンペーンおきなわ 食事券ご利用の皆様へ

新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、今後の Go To イート事業の継続を沖縄県と協議した結果、令和3年11月1日（月）より下記の運用とさせていただきます。

沖縄県対処方針の趣旨を十分に汲み取った上ではありますが、下記事項について同意していただいた上で食事券をご利用いただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

内容1 「リバウンド防止と社会経済活動の両立期間」における Go To Eat キャンペーンおきなわプレミアム食事券（紙・電子）については、以下の期間において食事券の利用を控えていただくようお願いします。（飲食店内での食事券の利用はできません）

利用制限期間：令和3年11月1日（月）～11月7日（日）

*ただし、テイクアウト（持ち帰り）とデリバリー（配達）での利用は可能
※入店をお断りするものではありません。

内容2 上記の内容1について、沖縄県対処方針の趣旨を十分ご理解いただいた上で、ご利用ください。

（ご案内）

1. プレミアム食事券（紙・電子）は、令和3年12月15日（水）までご利用いただけます

2. プレミアム食事券（紙・電子）は、

11月8日（月）より「沖縄県感染防止対策認証店」に限り店内飲食での利用を再開します。

（認証店以外での利用は、テイクアウト（持ち帰り）・デリバリー（配達）のみ可能です）

<Go To Eat キャンペーンおきなわ事務局>

<沖縄県>